

## 2 特別徴収範囲の拡大（平成18年4月1日施行）について

現行制度上、特別徴収は老齢退職年金給付について行われてきたが、市町村の要望等を踏まえ、市町村の保険料徴収事務の確実性・効率性の向上を図る観点から、特別徴収の対象として遺族年金・障害年金を加える。

### <実施時期>

平成18年4月対象者を捕捉（平成18年5月対象者情報を市町村へ通知）  
 ～平成18年10月より特別徴収開始

### 1. 年金コードについて

対象年金の拡大（障害年金及び遺族年金）に伴い、施行後に年金保険者より市町村へ通知される「介護特別徴収対象者情報」等に収録される「年金コード」は以下のとおり。

#### 【現行の年金コード】

種別	年金コード	年金の種類
老齢 ・ 退職 年金	1150～59	老齢基礎年金
	0120～29	国民年金 老齢年金
	0220～29	
	0320～29	
	0420～29	
	0520～29	国民年金 通算老齢年金
	0130～39	厚生年金保険 老齢年金
	0230～39	厚生年金保険 通算老齢年金
	0830～39	厚生年金保険 特例老齢年金
	0140～49	船員保険 老齢年金
	0240～49	船員保険 通算老齢年金
	0640～49	船員保険 養老年金
	0840～49	船員保険 特例老齢年金
	0100	共済年金 退職年金
	0160～69	
	0200	共済年金 通算退職年金
0260～69		
0300	共済年金 減額退職年金	
0360～69		

【追加となる年金コード】

種別	年金コード	年金の種類	
障害 年金	1350～59	障害基礎年金	
	2650～59	障害基礎年金（障害福祉年金裁定替え分）	
	5350～59	障害基礎年金	
	6350～59	障害基礎年金（20歳前）	
	2350～59	障害厚生年金	
	3350～59	職務上障害年金	
	0620～29	国民年金 障害年金	
	0330～39	厚生年金保険 障害年金	
	0340～49	船員保険 障害年金	
	1300 1370～79	障害共済年金	
	0500 0560～69	共済年金 障害年金	
	遺族 年金	1450～59	遺族基礎年金
		6450～59	遺族基礎年金
2450～59		遺族厚生年金	
3450～59		職務上遺族年金	
0430～39		厚生年金保険 遺族年金	
0530～39		厚生年金保険 寡婦年金	
0930～39		厚生年金保険 通算遺族年金	
0440～49		船員保険 遺族年金	
1400 1470～79		遺族共済年金	
0400 0460～69		共済年金 遺族年金	
0900 0960～69		共済年金 通算遺族年金	

## 2. 特別徴収の優先順位

2以上の年金を受給している者にかかる特別徴収の優先順位については、【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とし以下の順位とする予定。

### (1) 年金保険者による優先順位（現行と同様）

1. 社会保険庁
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 農林漁業団体職員共済組合
4. 日本私学振興・共済事業団
5. 地方公務員等共済組合連合会

### (2) 年金種別による優先順位

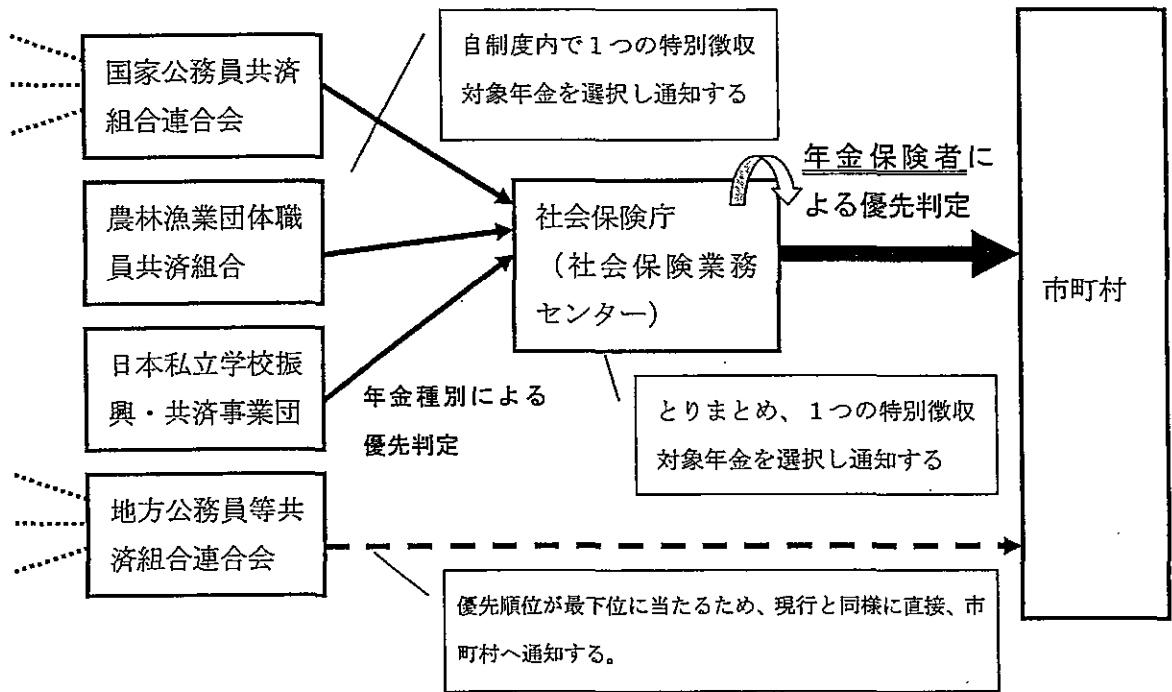
1. 老齢・退職年金
2. 障害年金
3. 遺族年金

## 3. 事務処理

年金保険者間における優先順位の判定、および市町村との情報交換（データの授受）については、現行と同様な扱いとし以下のとおり行う。

- (1) 各年金保険者において、自年金保険者が支給する特別徴収対象年金給付より、【年金種別による優先順位】に従い1つの特別徴収対象年金給付を選択する。
- (2) 各年金保険者は、上記(1)にて選択した1つの特別徴収対象年金給付について、社会保険庁へ通知する。（地方公務員等共済組合連合会を除く）
- (3) 社会保険庁は、各年金保険者から通知を受けた者について、【年金保険者による優先順位】に従い1つの特別徴収対象年金給付を選択し、市町村へ通知する。
- (4) 地方公務員等共済組合連合会は、選択した1つの特別徴収対象年金給付について、直接市町村へ通知する。

<概要図>



- この場合には、社会保険庁が支給する年金を優先するため、遺族年金が退職年金（共済）より優先されるケースも発生する。

(例)

社会保険庁	遺族厚生年金	1 / 2 支給	→	○ 優先
共済	退職年金	全額支給	→	×

4. 年金保険者との情報交換に係るシステムの変更点

- 「介護特別徴収対象者情報」の通知内容として、新たに障害年金及び遺族年金の年金コードが追加となる。(項番 1 参照)
- 「介護特別徴収依頼通知情報」「介護特別徴収依頼処理結果情報」の通知内容にかかる変更は特に行わない予定。

※ 捕捉回数の拡大(平成18年10月1日施行)に関する仕様については現在検討中であり、別途お示しすることとします。